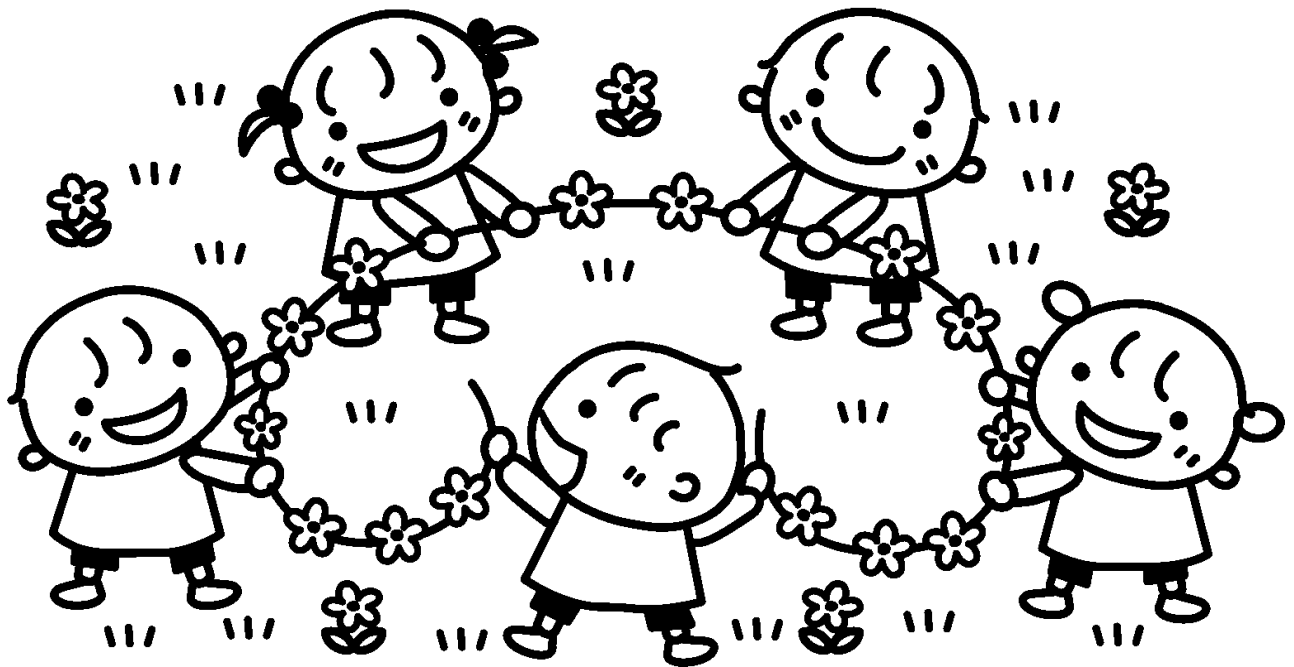


令和9年度

亀岡市立認定こども園入園のしおり
(1号認定)



亀岡市役所 保育課
〒621-0805
亀岡市安町釜ヶ前82番地
(保健センター(BCome+)1階)
電話 0771-25-5028
FAX 0771-25-5128



認定こども園とは

就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に行う機能を有し、子育て家庭を対象に、施設に通っていても、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行うといった特徴を有した施設です。また、保護者の就労状況などが変化した場合(退職など)でも、空きがある場合には同じ施設に継続して通園できることが特徴の一つです。

(1)教育時間 午前9時から午後2時まで

(2)休園日 ①土・日曜日及び祝日

②夏季休業日 7月20日～8月31日

③冬季休業日 12月24日～1月6日

④春季休業日 3月25日～4月4日

※園の行事・気象状況等で臨時休園すること、また②～④は園により異なる場合があります。

募集人数

亀岡こども園:3歳児 12名 4歳児 若干名 5歳児 若干名

本梅こども園・森の自然こども園東本梅・山の自然こども園別院・保津こども園:若干名

※募集人数は、今後の空き状況により変更する場合があります。

※**亀岡こども園** 3歳を迎えた翌月1日から入園できる「満3歳児」については、令和9年3月から入園申込の受付を開始します。(申込期日:入園希望月の前月10日まで)

入園資格

入園資格は、就学1年前～3年前の幼児

(1)3歳児…令和5年4月2日から令和6年4月1日までの出生児

(2)4歳児…令和4年4月2日から令和5年4月1日までの出生児

(3)5歳児…令和3年4月2日から令和4年4月1日までの出生児

※保育要件がなくても入園できます。

※満3歳児については、令和6年4月2日から令和7年2月28日までの出生児



入園申込手続き

子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所(園)・認定こども園入所申込書等に必要事項を記入のうえ、期日までに提出してください。

入園は、毎月の初日付けとなります。月途中からの入園はできません。年度途中の入園は、前月10日まで、退園は当月10日までに手続きが必要です。

※認定こども園(2・3号認定)を希望する場合は、別途手続きが必要です。

(1)提出書類…*子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所(園)・認定こども園入所申込書

*健康調査票

〈記入上の注意〉

・必ず楷書で記入してください。

・住所は略記せず、番地・電話番号を記入してください。

なお、同居の方は、「〇〇方」まで明記してください。

・下記のいずれかの書類を持参ください。

※申込書に記入いただいたマイナンバー及び本人確認をいたします。

番号確認	本人確認
□マイナンバー(個人番号)カード	
□通知カード □住民票(個人番号付き)	□運転免許証 □パスポート等 ※写真表示があるものは1点
	□資格確認書 □年金手帳 等 ※写真表示がないものは2点

(2)受付期間 令和8年10月26日(月)～11月13日(金)まで

※土日祝は除く

受付期間終了後も、募集人数を超えていない場合は、入園希望月の前月10日までを締め切りとし、申し込みを受け付けます。

(3)提出場所 希望される園(午前9時00分から午後5時15分まで)

※保育課窓口では受付できません。

※申込書提出のときは、必ず事前に園に連絡をしてください。

亀岡こども園の幼児教育について

幼児教育は、学校教育の始まりの幼児期を担う教育です。幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、知識を教えられて身につけていくものではなく、遊びながら学んでいく時期があります。こども園で、幼児はひとつの遊びから様々なことを学んでいきます。

(1)ねらい

幼児教育は、幼児期にふさわしい生活ができるようにするとともに、幼児一人ひとりの成長・発達に応じた指導を行うことを基本としています。また、遊びを中心とした体験を通して、「生きる力」の基礎を培うことをねらいとしています。

(2)指導目標

- ①健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- ②他の人々と親しみ、支えあって生活するために、自立心を育て、人とのかかわる力や道徳性の芽生えを培う。
- ③周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れる中で、豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- ④経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- ⑤感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通じて、豊かな感性や創造性を培う。

(3) 亀岡こども園における取組み

- ①子育て相談や勉強会、未就園児遊びの広場の実施、預かり保育、子育てに関する情報の発信など、子育て支援の充実を図る。
- ②一人ひとりの子どもの発達や成長に適したかかわりを行うため、専門機関との連携、小学校へのつなぎなど特別支援教育の充実を図る。
- ③亀岡市内の保育所(保育園)・認定こども園・幼稚園・小学校などと連携することや、地域の人材活用や自然環境、伝統文化にふれる機会を設けることで、地域に根ざしたこども園づくりをめざす。

入園に伴う費用について(予定額)

(1) 保育料 無償

(2) 主食費 月額500 円 ※満3歳児のみ

(3) 副食費 月額 3,400 円(3・4・5 歳児は主食を持参ください)

(4) 共済掛金費 年額約 200 円

(5) 教材費 月額1,000円

(6) 入園児の諸経費について

- ①教材用品一括購入費 約 8,000円
パス、はさみ、カスタネット、のり、出席ノート、氏名印、徴収袋等

②制服経費

◆3・4・5歳児 上着、スモック 約6,000円

③体操服経費

◆3・4・5歳児 ・体操服(夏季・冬季) 約 15,000 円
※長袖・長ズボン・半袖・半ズボン 一式購入する場合

(7) その他諸費 随時

※満3歳児の諸経費については、徴収袋、スモック、防災ずきん、作品袋のみの購入になります。



本梅・東本梅・別院・保津こども園の教育・保育について

(1)ねらい

養護と教育が一体となって、人・まち・環境を思いやるあたたかい心と生きる力をもつ、豊かな人間性をもった「かめおかっこ」の育成をねらいとしています。

(2)目標

子どもたちの全面的な成長発達を保障し、人間として豊かに生きていく力の基礎を育てていく。

- ①十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ②健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ③人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- ④生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- ⑤生活の中で、言葉への興味関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。
- ⑥様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

(3)各園における特色ある取組み

豊かな自然環境や地域資源である山や川、田んぼなどを生かし、戸外での自然体験活動(川遊び、生き物飼育、草花摘みなど)を積極的に取り入れた「亀岡型自然保育」を実施しています。

☆亀岡型自然保育とは

自然の素材や要素を活かした活動について、3歳児以上を対象に活動時間(3歳児:週5時間、4歳児・5歳児:週10時間)を目安として設定し、取り組んでいます。

入園に伴う費用について(予定額)

(1)保育料 無償

(2)副食費 月額 3,400 円(主食は持参してください)

(3)その他諸費

・行事に係る費用	年額約 3,000 円
・共済掛金費	年額約 240 円
・保育用品費	年額約 5,000 円
・制服	約 4,000 円
・体操服(夏季・冬季)	約 10,000円

※長袖・長ズボン・半袖・半ズボン 一式購入する場合

預かり保育事業について(5園共通)

(1)事業内容

保護者の利用者支援の一環として、認定こども園における教育時間の後に預かり保育を実施します。

(2)利用できる園児

亀岡市立認定こども園に通う園児で、保護者が次のいずれかに該当すると認められる場合

- ①保護者の就労又は就学により、保育が必要な状況にある者
- ②保護者又は家族の通院、介護若しくは看護により、緊急に保育が必要となった者
- ③保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと
- ④震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ⑤その他上記に準ずる状態にあること

(3)預かり保育の実施時間および実施日

○開園日 ※祝日を除く月～金曜日…午後2時から5時まで(最大3時間)

○長期休業日(夏季・冬季・春季休業)※8月13日～16日、12月29日～1月3日を
除く月～金曜日…午前9時から午後5時まで(最大8時間)

(4)預かり保育料

1時間当たり100円(1日最大450円・月額上限4,000円)

※同一世帯における2人目以降の預かり保育料は無料となります。

※預かり保育料とは別におやつ代が必要となります。(おやつ代は無償化の対象外です。)

(5)申込方法

原則、利用予定日の5日前まで(※緊急の場合は2日前まで)に利用申請書を提出してください。必要書類等は園で配布します。

※利用園児数によっては、受け入れることができない場合があります。



各園の住所・連絡先

○亀岡こども園

住 所	〒621-0013 亀岡市大井町並河検見ヶ上7
電話番号	0771-25-1422
F A X	0771-25-1312

○本梅こども園

住 所	〒621-0253 亀岡市本梅町井手早田垣内 13-2
電話番号	0771-26-3044
F A X	0771-26-3044

○森の自然こども園東本梅

住 所	〒621-0235 亀岡市東本梅町東大谷生子田 69
電話番号	0771-26-2505
F A X	0771-26-2505

○山の自然こども園別院

住 所	〒621-0111 亀岡市東別院町南掛正之垣内 10
電話番号	0771-27-2121
F A X	0771-27-2121

○保津こども園

住 所	〒621-0005 亀岡市保津町六條口 54-22
電話番号	0771-23-6835
F A X	0771-23-6035

